

令和7年12月12日

## 指定管理者の指定について（練馬区立軽井沢少年自然の家）

### 1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立軽井沢少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

### 2 指定管理者

長野県北佐久郡軽井沢町中軽井沢10番地8

軽井沢フード株式会社

代表取締役 塩川博俊

### 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

### 4 選定の経過

令和7年4月14日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月21日 令和7年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、選定の対象とする団体、団体を特定する理由、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告）

（モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

（現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月9日 第2回指定管理者選定小委員会

（企画提案書作成要項の審議）

7月14日 企画提案書作成要項配付（団体を特定して実施）

7月31日 申請書類受付（経営状況に関する部分）

8月6日 経営診断委託

8月21日 申請書類受付（事業計画に関する部分）

8月25日 第3回指定管理者選定小委員会

	(現地視察)
9月4日	第4回指定管理者選定小委員会 (プレゼンテーションおよびヒアリングの実施) (申請団体の評価、採点)
10月27日	令和7年度第3回指定管理者選定委員会 (申請団体の審査、指定管理者候補の決定)
12月12日	令和7年第四回練馬区議会定例会 (指定管理者指定議案議決)

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等をもとに評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できること、当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが今後も期待できることなどの理由により、軽井沢フード株式会社が練馬区立軽井沢少年自然の家を運営するにふさわしい団体と判断した。評価項目ごとの評価内容（主な提案内容、評価した点等）はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### 【団体審査】

#### 安定性・継続性

財務状況の短期的な安全性を示す指標である流動比率、短期的な支払能力を示す当座比率および長期的な安全性を示す固定長期適合率ともに大変優れている。

資金繰りの状況を表す経常収支比率はやや劣っているが、自己資本比率は大変優れており、全体として経営の安全性はやや優れているといえる。

#### 当該施設の運営実績

個人情報保護、情報セキュリティおよび情報公開に関する規程を整備し、適正に運用するとともに、労働関係法令に基づき、給与規程、就業規則などを定め、適正に運用している。また、理事会・役員会における役員の構成は適正であり、理事会・役員会は定期的に開催されている。

独自に作成している接遇マニュアルによる新規採用時研修、社内研修および社外研修により、「おもてなしの心」を持った従業員の育成を行っている。

利用者からの苦情や要望は必ず組織として対応を行い、事実を記録に残して、同様の苦情を繰り返さないよう対処している。また、苦情や要望の受付

体制を整備し、現場で判断できない苦情に関しては社内の苦情処理委員会等の判断を仰ぎ、区と協議の上、迅速な苦情処理に努めている。

高齢者、障害者、子ども連れなどに対しては安全性や快適性のために必要な配慮を行い、利用団体が主体的に活動できるよう支援している。また、利用者を一人の人間として尊重し、安心して過ごせる環境を整えている。

### 【提案審査】

#### 施設運営体制

当該施設に関する区の設置目的を理解し、サービス水準を向上させるため、利用者との会話やアンケートの結果から課題を整理し、社内で情報共有することで迅速な改善へ繋げる体制が整えられており、評価できる。

人材育成に関しては、職員を自治体主催の講習会や研修会等に参加させるなど、職員の資質向上に継続して取り組む体制があり、評価できる。

#### 運営経験を生かした取組

初めて担当する教員でも安心して校外学習を実施できるよう、学校ごとに担当の職員を配置し、徹底して連絡を取り合う等、児童・生徒だけでなく教員への配慮も十分にできており、評価できる。

移動教室を安全に実施するため、事前にハイキングコースなど見学先の安全を確認し、学校へ情報提供したり、コース間違いを防ぐためにハイキングコースへ職員が同行するなど、継続して十分なサポートを行っており、評価できる。

#### 施設の維持管理・安全性への配慮

職員による定期的な点検作業により、修理や交換を要する箇所の早期発見に繋げられるよう、利用者の安全の確保および快適な環境の整備に努めており、評価できる。

防災マニュアルを整備し、自衛消防隊による防災訓練を実施している。また、緊急時の第一次出動要員および第二次出動要員を定め、迅速に状況を把握して対応するよう人員の確保ができる体制を整えるなど、危機管理に継続して取り組む計画があり、評価できる。

食事提供では、食品衛生協会と協力して検便を実施する、食品衛生資材を調達する、食品衛生講習会に職員が参加する等、安全な食事提供が行えるよう体制が整えられており、評価できる。

#### 効率的な管理運営

人員配置について、従業員の高齢者率を下げる等、会社経営体制の強化を目指す提案がある。

管理業務費を圧縮するため、外部発注でなくとも実施できる除雪や清掃作業等は、自社で専門知識や技術・免許を持った人材を育て、設備保守、施設

修繕、定期清掃等に充てることで不要な経費を削減する提案がある。

インターネットプロモーション（ブログ）を活用することでリピート率を上げる提案に加え、施設の特性を生かした星空観察会、ベルデ遊々の森での自然散策等のイベントを実施し、利用料金の収入増を図る提案がある。

閑散期には、区外者へ付帯設備の予約開放を行い、稼働率を上げる提案がある。

これらの提案から、効率的に管理運営されることが期待できると評価した。

#### 校外学習の受入体制

軽井沢の豊かな自然と歴史を生かし、日常生活では経験できない森のトレッキングや林業体験をはじめとした自然体験学習の提供、各種プログラムへの支援体制の構築等、安全・安心で適切なサービス提供に繋がる提案があり、評価できる。

児童・生徒の安全を確保するため、天候、道路状況、登山道の状況等を把握し、速やかに学校へ伝えるリスクマネジメント体制が整っており、評価できる。

近年増加している熊の出没への対策として、軽井沢町役場住民課およびNPO法人ピッキオと連携および情報共有を行い、出没情報をいち早く把握できる体制が整えられている。また、施設内で実施する林業体験やトレッキング実施時には、熊鈴や熊よけスプレーを常備し、万が一に備えた安全対策が講じられており、評価できる。

校外学習の実施時に区が委託する看護会社をはじめ、地域の医療機関や消防署と連携し、急な怪我や発熱等に対応できる体制が整えられており、安全・安心な校外学習の実施が期待できる。

#### 地域への貢献

追分地区官公署等懇談会に参加し、地元との情報交換を積極的に行うことや地域との交流を深める提案があり、評価できる。

また、追分地区で毎年7月に開催される軽井沢町屈指の夏祭りである追分馬子唄道中に係員として参加することで、地域への貢献を行う提案があり、評価できる。

別表

指定管理者（軽井沢フード株式会社）選定の審査結果  
(練馬区立軽井沢少年自然の家)

1 評価項目・評価基準

	評価項目	評価基準	配点	得点
団体審査	1 安定性・継続性	利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	5点	4点
	2 当該施設の運営実績	当該施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 利用者等への対応	15点	12点
	3 施設運営体制	施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 現在のサービス水準の維持および向上のための提案 利用者ニーズの把握とニーズを反映させるための取組 職員に対する教育、研修体制	50点	40点
	4 運営経験を生かした取組	当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	40点	32点
	5 施設の維持管理・安全性への配慮	日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制 食事提供における衛生管理体制	25点	20点
	6 効率的な管理運営	効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案 提案金額の妥当性	20点	16点
	7 校外学習の受入体制 (施設特性に応じた評価項目)	校外学習の受入時の職員配置 児童・生徒の安全確保に対する基本方針・取組	30点	24点
	8 地域への貢献	地域、関係機関との連携の推進	15点	12点
合 計			200点	160点